

高額療養費の自己負担限度額 が変更になりました

同一月内の医療費の負担が高額となり、定められた自己負担額を超えた場合、限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。この自己負担限度額が70歳以上の方については、平成29年8月から変更になりました。



■70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

平成29年7月診療分まで

適用区分	自己負担の割合	外来（個人ごと）	外来と入院の世帯合算
現役並み所得者	3割負担	44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% ※4回目以降の限度額……44,400円
一般	2割負担 または 1割負担	12,000円	44,400円
低所得者		II	24,600円
		I	15,000円



平成29年8月診療分から

適用区分	自己負担の割合	外来（個人ごと）	外来と入院の世帯合算
現役並み所得者	3割負担	57,600円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% ※4回目以降の限度額……44,400円
一般	2割負担 または 1割負担	14,000円 （年間144,000円上限）	57,600円 ※4回目以降の限度額……44,400円
低所得者		II	24,600円
		I	15,000円

入院時居住費の変更について

平成29年10月入院分から療養病床に入院する65歳以上の方は居住費（光熱水費相当額）の自己負担額が次のとおり変更となります。

	平成29年9月入院分まで	平成29年10月入院分から
低所得者I、II以外	320円	370円
低所得者II	320円	370円
低所得者I	320円	370円
入院医療の必要性が高い方 （※難病の方を除く）	0円	200円

※難病の方の自己負担額は0円のまま変更ありません。